

## 令和7年度労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定（改定）

キャリアアップ株式会社（以下「甲」という。）と労働者代表 溝口 良太（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い取得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
  - 3 甲は対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### （賃金の構成）

- 第2条 対象労働者の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜、休日労働手当、能力手当、通勤手当及び退職手当とする。

### （賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表1に対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「第5回改訂厚生労働省編職業分類表」内分類項目表小分類を参照する。
- (二) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。
- (三) 地域調整については兵庫県、大阪府、京都府の就業地で派遣就業を行うことから都道府県の指数を使用するものとする。

- 第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (一) 別表1の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (二) 別表3の各等級の職務と別表1の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとすること。

A ランク：10 年

B ランク：3 年

C ランク：0 年

- 2 甲は第 9 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には基本給額の 1~3% の範囲で能力手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は派遣従業員就業規則第 32 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。1 日上限 1,000 円 定期 22,000 円ただし地域によってはこの上限を上回ることがある。

自動車、バイクでの通勤については下記計算式で計算をする。

【車】 総距離 ÷ 10km/L × 1 か月平均ガソリン代

【バイク】 総距離 ÷ 50km/L × 1 か月平均ガソリン代

第 7 条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表 4 のとおりとする。

- (一) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3 年
- (二) 退職時の勤続年数ごと（3 年、5 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、33 年）の支給月数：
- (三) 「令和 4 年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率（月数）に同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第 8 条 対象労働者の退職手当は次の各号に掲げる条件を満たした別表 4 のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和 2 年 4 月以前の勤続年数の取扱いについては労使で協議して別途定める。

- (一) 別表 4 に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (二) 別表 4 に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月以上であること

（賃金の決定に当たっての評価）

第 9 条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価す

ることとし、勤務評価の方法は別表3に定める方法を準用し、その評価結果に基づき第4条2項の昇給の範囲を決定する。

(二) 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その評価結果に基づき、別表3のとおり賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一し、派遣従業員就業規則第46条規定を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア形成支援制度に関する計画書」に従って着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定の定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期限)

第13条 本協定の有効期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和7年3月31日

甲 キャリアアップ株式会社

代表取締役 井浪 謙祐

乙 労働者代表

溝口 良太

【別表 1】 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額  
(基本給及び賞与の関係)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
		1年	2年	3年	5年	10年	20年
251 総務事務員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043
252 人事事務員	1,273	1,465	1,607	1,631	1,717	1,871	2,331
253 企画・調査事務員	1,272	1,464	1,605	1,629	1,716	1,870	2,329
254 受付・案内事務員	1,074	1,236	1,355	1,376	1,449	1,579	1,966
255 秘書	1,265	1,456	1,596	1,620	1,706	1,860	2,316
256 電話応接事務員	1,150	1,324	1,451	1,473	1,551	1,691	2,106
257 総合事務員	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930
258 医療・介護事務員	1,008	1,160	1,272	1,291	1,360	1,482	1,846
259 他の一般事務の職業	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080
261 現金出納事務員	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992
262 銀行等窓口事務員	1,012	1,165	1,277	1,296	1,365	1,488	1,853
263 経理事務員	1,174	1,351	1,482	1,504	1,584	1,726	2,150
269 他の会計事務の職業	1,303	1,500	1,644	1,669	1,758	1,915	2,386
271 生産現場事務員	1,162	1,337	1,466	1,489	1,568	1,708	2,128
272 出荷・受荷係事務員	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,042
281 営業・販売事務員	1,151	1,325	1,453	1,474	1,553	1,692	2,107
289 他の営業・販売事務	1,269	1,461	1,601	1,626	1,712	1,865	2,324
291 集金人	1,087	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990
292 訪問調査員	1,230	1,416	1,552	1,576	1,659	1,808	2,252
299 他の外勤事務の職業	1,073	1,235	1,354	1,375	1,447	1,577	1,965

301 旅客・貨物係事務員	1,049	1,207	1,324	1,344	1,415	1,542	1,921
302 運行管理事務員	1,228	1,413	1,550	1,573	1,657	1,805	2,248
303 郵便事務員	-	-	-	-	-	-	-
311 パソコン操作員	1,128	1,298	1,424	1,445	1,522	1,658	2,065
312 データ入力係員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996
313 コンピュータ操作員	1,154	1,328	1,456	1,478	1,557	1,696	2,113
319 その他の事務用機器操作	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058
321 小売店主・店長	1,266	1,457	1,598	1,622	1,708	1,861	2,318
322 卸売店主・店長	1,297	1,493	1,637	1,661	1,750	1,907	2,375
323 小売店販売員	1,140	1,312	1,439	1,460	1,538	1,676	2,087
324 卸売・商品実演販売員	1,225	1,410	1,546	1,569	1,653	1,801	2,243
325 商品訪問・移動販売員	1,129	1,299	1,425	1,446	1,523	1,660	2,067
326 再生資源回収・卸売人	1,221	1,405	1,541	1,564	1,647	1,795	2,236
327 商品仕入営業員	1,301	1,497	1,642	1,667	1,755	1,912	2,382
341 飲食料品販売営業員	1,252	1,441	1,580	1,604	1,689	1,840	2,292
342 化学品販売営業員	1,233	1,419	1,556	1,579	1,663	1,813	2,258
343 医薬品営業員	1,283	1,477	1,619	1,644	1,731	1,886	2,349
344 機械器具販売営業員	1,227	1,412	1,548	1,572	1,655	1,804	2,247
345 通信・情報システム営業員	1,340	1,542	1,691	1,717	1,808	1,970	2,454
346 金融・保険営業員	1,221	1,405	1,541	1,564	1,647	1,795	2,236
347 不動産営業員	1,352	1,556	1,706	1,732	1,824	1,987	2,476
349 その他の営業の職業	1,285	1,479	1,622	1,646	1,733	1,889	2,353
359 その他の家庭生活サービス	1,181	1,359	1,490	1,513	1,593	1,736	2,162
361 施設介護員	1,107	1,274	1,397	1,418	1,493	1,627	2,027
362 訪問介護職	1,263	1,454	1,594	1,618	1,704	1,857	2,313

383 美容サービス職	1,139	1,311	1,437	1,459	1,537	1,674	2,086
384 浴場従事人	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992
385 クリーニング職	1,066	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952
389 その他の生活衛生サービス	1,041	1,198	1,314	1,334	1,404	1,530	1,906
391 調理人	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197
401 飲食店主・店長	1,397	1,608	1,763	1,790	1,885	2,054	2,558
402 旅館・ホテル支配人	1,648	1,897	2,080	2,111	2,223	2,423	3,017
403 飲食物給仕係	1,238	1,425	1,562	1,586	1,670	1,820	2,267
404 旅館・ホテル・乗物接客員	1,123	1,293	1,417	1,439	1,515	1,651	2,056
405 接客社交係、芸者等	1,165	1,341	1,470	1,492	1,572	1,713	2,133
406 娯楽場等接客員	1,177	1,355	1,485	1,508	1,588	1,730	2,155
409 その他の接客・給仕の職業	1,180	1,358	1,489	1,512	1,592	1,735	2,161
421 添乗員、観光案内人	1,048	1,206	1,323	1,342	1,414	1,541	1,919
422 物品一時預り人	-	-	-	-	-	-	-
423 物品貯貸人	1,104	1,271	1,393	1,414	1,489	1,623	2,021
424 広告宣伝人	1,175	1,352	1,483	1,505	1,585	1,727	2,151
425 葬儀師、火葬係	1,144	1,317	1,444	1,465	1,543	1,682	2,095
426 トリマー	1,014	1,167	1,280	1,299	1,368	1,491	1,857
429 他に分類されないサービス	1,140	1,312	1,439	1,460	1,538	1,676	2,087
461 農耕作業員	1,050	1,209	1,325	1,345	1,416	1,544	1,923
462 養畜作業員	1,118	1,287	1,411	1,432	1,508	1,643	2,047
463 植木職、造園師	1,209	1,392	1,526	1,549	1,631	1,777	2,214
469 その他の農業の職業	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020
501 化学製品生産設備	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058
502 烹業製品生産設備	1,137	1,309	1,435	1,456	1,534	1,671	2,082

503 食料品生産設備	1,107	1,274	1,397	1,418	1,493	1,627	2,027
504 飲料・たばこ生産設備	1,061	1,221	1,339	1,359	1,431	1,560	1,943
505 紡織・衣服生産設備等	1,041	1,198	1,314	1,334	1,404	1,530	1,906
506 木製製品生産設備等	1,098	1,264	1,386	1,407	1,481	1,614	2,010
507 印刷・製本設備	1,094	1,259	1,381	1,401	1,476	1,608	2,003
508 ゴム生産設備等	1,098	1,264	1,386	1,407	1,481	1,614	2,010
509 その他の生産設備	1,109	1,276	1,400	1,421	1,496	1,630	2,031
511 一般機械器具組立設備	1,118	1,287	1,411	1,432	1,508	1,643	2,047
512 電気機械器具組立設備	1,105	1,272	1,395	1,416	1,491	1,624	2,023
513 自動車組立設備	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,042
514 輸送用機械器具組立設備	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,042
515 計量計測機器組立設備等	1,114	1,282	1,406	1,427	1,503	1,638	2,040
521 製銑工、製鋼工	1,131	1,302	1,427	1,449	1,526	1,663	2,071
522 非鉄金属製鍊工	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038
523 鑄物製造工	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014
524 煅造工	1,212	1,395	1,530	1,553	1,635	1,782	2,219
525 金属熱処理工	1,122	1,291	1,416	1,437	1,514	1,649	2,054
526 圧延工	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020
527 汎用金属工作機械工	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038
528 数値制御金属工作機械工	1,108	1,275	1,398	1,419	1,495	1,629	2,029
531 金属プレス工	1,089	1,253	1,374	1,395	1,469	1,601	1,994
532 鉄工、製缶工	1,157	1,332	1,460	1,482	1,561	1,701	2,118
533 板金工	1,167	1,343	1,473	1,495	1,574	1,715	2,137
534 めっき工、金属研磨工	1,092	1,257	1,378	1,399	1,473	1,605	1,999
535 くぎ・ばね製造工等	1,094	1,259	1,381	1,401	1,476	1,608	2,003

536 金属製品製造工	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020
537 金属溶接・溶断工	1,175	1,352	1,483	1,505	1,585	1,727	2,151
539 その他の金属材料製造等	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058
541 化学製品製造工	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014
542 窯業・土石製品製造工	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043
543 精穀・製粉製造工等	1,066	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952
544 めん類製造工	1,051	1,210	1,326	1,346	1,418	1,545	1,924
545 パン・菓子製造工	1,073	1,235	1,354	1,375	1,447	1,577	1,965
546 豆腐・こんにゃく製造工等	1,055	1,214	1,331	1,351	1,423	1,551	1,932
547 かん詰・びん詰製造工等	989	1,138	1,248	1,267	1,334	1,454	1,811
548 乳・乳製品製造工	1,032	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890
551 食肉加工品製造工	1,101	1,267	1,389	1,410	1,485	1,618	2,016
552 水産物加工工	1,020	1,174	1,287	1,307	1,376	1,499	1,868
553 保存食品製造工等	1,035	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895
554 弁当・惣菜類製造工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009
555 野菜つけ物工	1,023	1,177	1,291	1,310	1,380	1,504	1,873
556 飲料・たばこ製造工	1,067	1,228	1,347	1,367	1,439	1,568	1,954
557 紡織工	1,022	1,176	1,290	1,309	1,379	1,502	1,871
558 衣服・繊維製品製造工	935	1,076	1,180	1,198	1,261	1,374	1,712
561 木製製品製造工	1,071	1,233	1,352	1,372	1,445	1,574	1,961
562 パルプ・紙・紙製品製造工	1,062	1,222	1,340	1,360	1,433	1,561	1,945
563 印刷・製本作業員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996
564 ゴム製品製造工	1,066	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952
565 プラスチック製品製造工	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992
569 その他の製品製造等	1,087	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990

571 一般機械器具組立工	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
572 電気機械組立工	1,068	1,229	1,348	1,368	1,441	1,570	1,956
573 電気通信機械器具組立工	1,052	1,211	1,328	1,348	1,419	1,546	1,926
574 電子応用機械器具組立工	1,102	1,268	1,391	1,412	1,487	1,620	2,018
575 電子機械器具組立工等	1,032	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890
576 半導体製品製造工	1,075	1,237	1,357	1,377	1,450	1,580	1,968
577 電球・電子管組立工	1,012	1,165	1,277	1,296	1,365	1,488	1,853
578 乾電池・蓄電池製造工	1,111	1,279	1,402	1,423	1,499	1,633	2,034
581 被覆電線製造工	1,030	1,186	1,300	1,319	1,389	1,514	1,886
582 束線工	965	1,111	1,218	1,236	1,302	1,419	1,767
583 電子機器部品組立工	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877
584 自動車組立工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009
585 輸送用機械器具組立工	1,102	1,268	1,391	1,412	1,487	1,620	2,018
586 計量計測機器組立工	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981
587 光学機械器具組立工	1,049	1,207	1,324	1,344	1,415	1,542	1,921
588 レンズ研磨工・加工工	1,035	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895
591 時計組立工	979	1,127	1,235	1,254	1,321	1,439	1,793
599 その他の機械組立の職業	1,112	1,280	1,403	1,424	1,500	1,635	2,036
601 一般機械器具修理工	1,159	1,334	1,463	1,485	1,563	1,704	2,122
602 電気機械器具修理工	1,171	1,348	1,478	1,500	1,580	1,721	2,144
603 自動車整備工	1,144	1,317	1,444	1,465	1,543	1,682	2,095
604 輸送用機械器具整備等	1,149	1,322	1,450	1,472	1,550	1,689	2,104
605 計量計測機器修理工等	1,226	1,411	1,547	1,571	1,654	1,802	2,245
611 金属材料検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979
612 金属加工・溶接検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979

621 化学製品検査工	1,141	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089
622 烹業製品検査工	1,141	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089
623 食料品検査工	1,079	1,242	1,362	1,382	1,456	1,586	1,976
624 飲料・たばこ検査工	1,099	1,265	1,387	1,408	1,483	1,616	2,012
625 紡織・衣服製品検査工等	953	1,097	1,203	1,221	1,286	1,401	1,745
626 木製製品・パルプ検査工等	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877
627 印刷・製本検査工	1,029	1,184	1,299	1,318	1,388	1,513	1,884
628 ゴム製品検査工等	1,010	1,163	1,275	1,294	1,362	1,485	1,849
629 その他の製品検査の職業	1,064	1,225	1,343	1,363	1,435	1,564	1,948
631 一般機械器具検査工	1,120	1,289	1,413	1,435	1,511	1,646	2,051
632 電気機械器具検査工	1,065	1,226	1,344	1,364	1,437	1,566	1,950
633 自動車検査工	1,166	1,342	1,471	1,494	1,573	1,714	2,135
634 輸送用機械器具検査工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009
635 計量計測機器検査工等	1,083	1,247	1,367	1,387	1,461	1,592	1,983
661 バス運転手	1,156	1,331	1,459	1,481	1,559	1,699	2,117
662 乗用自動車運転手	1,049	1,207	1,324	1,344	1,415	1,542	1,921
663 貨物自動車運転手	1,348	1,552	1,701	1,727	1,818	1,982	2,468
669 その他の自動車運転の職業	1,265	1,456	1,596	1,620	1,706	1,860	2,316
684 フォークリフト運転作業員	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120
689 他に分類されない輸送	1,131	1,302	1,427	1,449	1,526	1,663	2,071
753 陸上荷役・運搬作業員	1,199	1,380	1,513	1,536	1,617	1,763	2,195
754 倉庫作業員	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091
755 配達員	1,185	1,364	1,495	1,518	1,599	1,742	2,170
756 荷造作業員	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981
761 ビル・建物清掃員	1,056	1,215	1,333	1,353	1,425	1,552	1,934

762 ハウスクリーニング作業員	1,156	1,331	1,459	1,481	1,559	1,699	2,117
763 道路・公園清掃員	1,183	1,362	1,493	1,515	1,596	1,739	2,166
764 ごみ収集・し尿汲取作業員	1,145	1,318	1,445	1,467	1,545	1,683	2,096
765 産業廃棄物収集作業員	1,201	1,382	1,516	1,538	1,620	1,765	2,199
769 その他の清掃の職業	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197
771 製品包装作業員	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880
779 その他の包装の職業	1,016	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860
781 選別作業員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043
782 軽作業員	1,127	1,297	1,422	1,444	1,520	1,657	2,064
789 他に分類されない運搬等	1,106	1,273	1,396	1,417	1,492	1,626	2,025

【別表 2】 地域指數（職業安定業務統計による地域指數）

滋賀	99.0
京都	101.6
大阪	108.4
兵庫	102.1
奈良	102.3
和歌山	94.1
鳥取	89.2
島根	87.8
岡山	96.0
広島	97.1
山口	91.8
徳島	91.3
香川	95.6
愛媛	91.1
高知	89.2

別表3 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	内容	基本 給額	賞与額			合計額		
			A 評価	B 評 価	C 評価	A 評価	B 評価	C 評価
A ランク	所定労働時間 (変形労働 制) を 10 年 以上勤務	1,720 ～	430	350	260	2,150	2,070	1,980
B ランク	所定労働時間 (変形労働 制) を 3 年 以上勤務	1,388 ～	350	280	210	1,738	1,688	1,598
C ランク	0 年から 3 年	1,052 ～	270	215	160	1,322	1,267	1,212

(備考)

- 1 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A 評価（基準より優秀）であれば基本給額の 25%相当、B 評価（標準）であれば基本給額の 20%相当、C 評価（標準より物足りない）であれば基本給額の 15%相当を支給する。
- 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C ランク C 評価とみなして支給する。
- 3 別表 1 と比較した場合、別表 3 を下回る場合は、別表 1 を支給する。

別表4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率（月 数）	自己都合 退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	—
	会社都合 退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5	16.3

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、

同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(71.5%)を乗じた数値として通達で定めたもの。

退職手当の受給に必要な最低勤続年数は変形労働制の所定労働時間を満たした3年とし、退職時の勤務年数が3年未満、所定労働時間満たない場合は支給しない